

# 会計検査院 平成28年度決算検査報告への 対応について

平成29年12月20日

 厚生労働省年金局

 日本年金機構  
Japan Pension Service



# 国民年金法及び厚生年金保険法に基づく遺族年金の支給について①

項番	会計検査院の指摘事項	厚生労働省の対応 (9月27日課長通知)	年金局通知を受けた 日本年金機構の対応
1	<p>遺族年金の失権事由に該当しているのに失権届を提出していない受給権者に対して遺族年金を支給していた。</p>	<p>住民票の氏名情報と機構が管理する氏名情報を突合のうち、氏名不一致者に対する失権届又は氏名変更理由届(省令改正により新設予定)の提出勧奨、失権届等未提出者に係る戸籍の公用請求及び失権事由該当者に係る職権による失権処理等を行うこと</p>	<p>＜過去に氏名変更を行った者の対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成29年11月末までに、<u>システマ的に全ての遺族年金受給権者と住基ネットの氏名変更情報を突合した。今後、氏名が相違している者の戸籍を公用請求し、氏名変更の理由を確認した上で、氏名変更の理由が失権事由に該当する場合は、職権による失権処理を行う。</u>(同様の作業を平成30年3～4月頃に再度実施予定)</li> </ul> <p>＜今後、氏名変更を行う者の対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年3月からは、月次で、<u>住基ネットの氏名変更情報を取得し、当該情報を活用して、遺族年金受給権者に対し、期限を定めて、遺族年金失権届又は氏名変更理由届の提出勧奨を実施する。</u></li> <li>● <u>この提出勧奨の指定期限までに、遺族年金失権届又は氏名変更理由届の提出がない場合は、戸籍の公用請求を行い、氏名変更の理由が失権事由に該当する場合は、職権による失権処理を行う。</u></li> </ul>

## 国民年金法及び厚生年金保険法に基づく遺族年金の支給について②

項番	会計検査院の 指摘事項	厚生労働省の対応 (9月27日課長通知)	年金局通知を受けた 日本年金機構の対応
2	失権届を遅れて提出した受給権者に対して遺族年金を支給していた。	機構ホームページ、年金証書に同封するリーフレット等により、遺族年金の消滅事由や失権届の提出期限について、周知徹底を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成29年11月に機構ホームページを更新し、<u>遺族年金の消滅事由や失権届の提出期限について</u>、周知した。</li> <li>● 更に、平成30年1月から、年金証書に同封する<u>パンフレットに遺族年金の消滅事由や失権届の提出期限を明記し</u>、周知する。</li> </ul>
3	<u>事実と相違する失権年月日に基づいて失権の処理を行って</u> 、失権事由に該当している受給権者に対して遺族年金を支給していた。	戸籍の公用請求により、失権届に記入された失権年月日を確認すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成29年12月より、<u>戸籍の公用請求により、失権届に記入された失権年月日</u>を確認する。</li> </ul>

## 国民年金保険料の強制徴収業務等について①

項番	会計検査院の 指摘事項	厚生労働省の対応	日本年金機構の対応 (9月5日に各年金事務所に指示を发出)
1	厚生労働省は、強制徴収業務等が適切に実施されるよう、 <u>機構に対する必要な指導監督を行っていない。</u>	項番2～5の指摘事項への対応を行うよう、 <u>機構に対して指示。</u>	—
2	<u>督促を行う必要がある未納期間を督促対象期間に含めていない。</u>	督促の対象外となっている未納保険料について、速やかに督促する	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>業務処理要領等の見直しを行い事務処理手順を明記し、督促の対象外となっている未納保険料を有する対象者については、督促対象外の期間にかかる督促状を追加で発行した。</u></li> </ul>
3	<u>差押可能財産を保有しているのに速やかに差押えを行っていない。</u>	差押可能財産の判明時には、速やかに差押えを実施する	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>未納者がその生活の維持又は事業の継続に影響が少ない差押可能財産を保有していることを把握した時は、速やかに差押えを行うよう再周知し徹底するよう指示。</u></li> <li>● <u>なお、現時点で差押可能財産が判明しているものについては、速やかに差押えするよう指示。</u></li> </ul>

## 国民年金保険料の強制徴収業務等について②

項番	会計検査院の 指摘事項	厚生労働省の対応	日本年金機構の対応 (9月5日に各年金事務所に指示を発出)
4	<u>延滞金の納付督促等</u> を行っていない。	延滞金納付書を2回送付するなど、納付督促等によって徴収する	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 初回時の延滞金の納付書を送付する時は、チラシを同封し納付を促す。また、初回の延滞金の納付書送付後、4か月を経過しても延滞金の納付がない者に対しては、<u>2回目の延滞金の納付書等を再送付して納付督促を実施</u>。</li> <li>● なお、上記について、<u>業務処理要領等の見直し</u>を行い事務処理手順を明記した。</li> </ul>
5	<u>強制徴収業務等の進捗の管理</u> を適切に行っていない。	年金事務所長等が、要領等に基づいて強制徴収業務が適正に実施されているか改めて確認する	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所長及び国民年金課長は、要領等に基づいて強制徴収業務が適正に実施されているか改めて確認し、<u>督促保険料等の確実な徴収と適正な債権管理の徹底</u>を図るよう指示。</li> <li>● なお、<u>機構本部は、定期的に報告を求めることにより進捗管理の確認</u>を行う。</li> </ul>

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 遺族年金の支給について、失権事由に該当している受給権者に対して支給された遺族年金を返還させるよう適宜の処置を要求し、住基ネット情報等を活用するなどして受給権者の受給権を適切に確認するための手続を定めることなどにより、遺族年金の支給が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(基礎年金勘定) (項)基礎年金給付費 (国民年金勘定) (項)国民年金給付費 (厚生年金勘定) (項)保険給付費  平成19年度から26年度までは、 厚生労働省所管 年金特別会計(基礎年金勘定) (項)基礎年金給付費 (国民年金勘定) (項)国民年金給付費 (厚生年金勘定) (項)保険給付費  18年度以前は、 厚生労働省所管(11年度以前は厚生省所管) 国民年金特別会計(基礎年金勘定) (項)基礎年金給付費 (国民年金勘定) (項)国民年金給付費  厚生労働省所管(11年度以前は厚生省所管) 厚生保険特別会計(年金勘定) (項)保険給付費
------------	---

部 局 等	厚生労働本省(平成 21 年 12 月 31 日以前は社会保険庁)
支給の根拠	国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
遺族年金の支給に係る事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構(平成 22 年 1 月 1 日以降)
遺族年金の概要	被保険者又は被保険者であった者が死亡したときに、その者によって生計を維持されていた遺族に対して支給するもの
失権事由に該当しているのに失権届を提出していない受給権者に対して遺族年金を支給していた事態に係る受給権者数及び支給額(1)	25 人 1 億 6019 万円(平成 18 年度～29 年度)
失権届を遅れて提出した受給権者に対して遺族年金を支給していた事態に係る受給権者数及び支給額(2)	967 人 17 億 0567 万円(昭和 33 年度～平成 29 年度)
事実と相違する失権日に基づいて失権の処理を行って、失権事由に該当している受給権者に対して遺族年金を支給していた事態に係る受給権者数及び支給額(3)	7 人 760 万円(平成 22 年度～29 年度)
(1)から(3)までの純計	995 人 18 億 7346 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

**国民年金法及び厚生年金保険法に基づく遺族年金の支給について**

(平成 29 年 10 月 26 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

**1 遺族年金の支給の概要**

**(1) 遺族年金の概要**

貴省は、平成 22 年 1 月 1 日に社会保険庁が廃止されたことに伴い、従来、社会保険庁が所掌していた事業に関する事務を所掌しており、国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)等に基づき、被保険者の老齢、障害又は死亡について、各種年金を支給している。そして、貴省は、これらの支給に係る事務の一部を日本

年金機構(以下「機構」という。)に委任又は委託している。

このうち、国民年金法に基づく遺族基礎年金及び寡婦年金並びに厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による改正前の厚生年金保険法による遺族年金を含む。以下、これらを合わせて「遺族年金」という。)は、国民年金又は厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者が死亡したときに、その者によって生計を維持されていた遺族に対して支給されるものである。そして、27年度末現在における遺族年金の受給権者(以下「受給権者」という。)数及び27年度における支給額は、遺族基礎年金及び寡婦年金で25万余人、966億4364万余円、遺族厚生年金で563万余人、4兆8470億5859万余円となっている。

国民年金法及び厚生年金保険法によれば、遺族年金の受給権者が死亡したとき、又は婚姻、養子縁組(事実上、婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。)、離縁等(以下、これらを合わせて「婚姻等」という。)をしたときは受給権が消滅するとされている(以下、遺族年金の受給権の消滅を「失権」といい、失権の原因となる死亡又は婚姻等の事由を「失権事由」という。)。そして、受給権者が失権事由に該当した場合には、失権事由に該当した日(以下「失権日」という。)の属する月の翌月から遺族年金を支給しないとされている。

したがって、失権日の属する月の翌月以降分として支給された遺族年金については返還を求めることとなるが、会計法(昭和22年法律第35号)の規定によれば、この返還請求権は5年間の消滅時効期間の経過により消滅するとされている。

## (2) 受給権者の受給権を確認するための手続の概要

### ア 受給権者が失権事由に該当したときの手続

国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)及び厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)によれば、受給権者は、失権事由(死亡を除く。以下同じ。)に該当した場合、遺族基礎年金については14日以内に、寡婦年金については速やかに、遺族厚生年金については10日以内に、失権日、失権事由等を記載した届書(以下「失権届」という。)に遺族年金の年金証書等を添付して機構(21年12月31日以前は社会保険庁)に提出しなければならないとされている。そして、失権届の提出を受けた機構の年金事務所又は事務センター(21年12月31日以前は社会保険庁地方社会保険事務局の社会保険事務所等。以下、これらを合わせて「年金事務所等」という。)は、失権届に失権日、失権事由等が記載されているか、年金証書等が添付されているかなどについて点検した上で、年金給付システム<sup>(注1)</sup>に、失権届に基づいて失権日、失権事由等の事項を入力し、失権の処理を行うこととしている。

(注1) 年金給付システム 公的年金業務を行う社会保険オンラインシステムを構成するシステムの一つで、受給権者の年金の裁定、給付等を行うためのシステム

### イ 受給権者が氏名を変更したときの手続

国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則によれば、受給権者がその氏名を変更したときは、遺族基礎年金及び寡婦年金については14日以内に、遺族厚生年金については10日以内に、変更前の氏名、変更後の氏名等を記載した届書(以下「氏名変更届」という。)を機構に提出しなければならないとされている。そして、氏名変更届には氏名を変更した理由を記載することになっており、機構は、氏名変更届に記載された氏名の

変更理由が失権事由に該当する場合には、受給権者に対して失権届の提出を求めることとしており、失権届の提出を受けたときに失権の処理を行うこととしている。

### (3) 年金業務における住基ネット情報の活用

貴省及び機構は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)等の改正により、15年から国民年金法、厚生年金保険法等による受給権者の届出等の事務処理に関して、地方公共団体情報システム機構(26年3月31日以前は財団法人地方自治情報センター)から、住民票に記載されている受給権者の住所、氏名、性別及び生年月日、これらの変更に係る異動情報並びに受給権者の死亡等の本人確認情報(以下「住基ネット情報」という。)の提供を受けることができることとされた。そして、貴省及び機構は、23年7月以降、毎月、住基ネット情報の提供を受けている。住基ネット情報には婚姻等の情報は含まれていないが、氏名変更の情報から当該受給権者が婚姻等の失権事由に該当する可能性を把握できる状況となっている。

国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則によれば、厚生労働大臣は、住基ネット情報により必要な事項の確認を行うものとされている。そして、貴省は、住基ネット情報により受給権者が死亡したことを把握した場合には、年金給付システムにおいて年金の支払を保留する処理を機構に行わせることとしており、住基ネット情報を活用して、死亡した者に対して年金を支給しないようにする対策を講じている。

一方、貴省は、住基ネット情報において受給権者の氏名に変更があった場合については、年金給付システムに登録されている氏名を住基ネット情報により更新する処理を機構に行わせると、更新後の氏名が年金振込口座の名義と相違して年金の振込ができなくなるおそれがあるとして、受給権者から氏名変更届の提出を受けてから更新させることとしている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

遺族年金は、被保険者から徴収された保険料、一般会計からの国庫負担金等を財源として支給されるものであり、制度を適正かつ公平に運用する必要があることを踏まえると、受給権者の受給権の確認を適切に行い、遺族年金の支給を適正に行う必要がある。

そこで、本院は、合規性等の観点から、遺族年金の支給は受給権者に対して適正に行われているか、失権の処理は実際の失権日に基づいて適切に行われているかなどに着眼して、貴省本省、機構本部及び155年金事務所等において関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、上記の155年金事務所等を含む225年金事務所等から関係書類の提出を受けて、その内容を精査するなどして検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた((2)ア及びイの事態には重複しているものがある。)

#### (1) 失権事由に該当しているのに失権届を提出していない受給権者に対して遺族年金を支給していた事態

(受給権者25人、支給額計1億6019万余円)

(注2)  
受給権者数が多い11都道府県の139年金事務所の管轄地域内に住所登録のある受給権者のうち、27年度又は28年度に遺族年金の支給を受けていた者の中から7,101人を抽出

して、機構を通じて年金給付システムに登録されている氏名と住基ネット情報の氏名とを住民票コードにより突合して確認したところ、住基ネット情報において氏名が変更されていて、両者が一致しなかったものが、48 年金事務所の管轄地域内に計 65 人(7,101 人に対する割合 0.9%)見受けられた。そこで、当該 65 人について機構を通じて氏名変更の理由について確認したところ、25 人(同 0.3%)の氏名変更は婚姻によるものとなっていて、失権事由に該当していた。

しかし、年金事務所等に失権届が提出されていないことから、貴省は、上記の 25 人に対して失権日の属する月の翌月から 29 年 5 月までの期間に係る遺族年金計 1 億 6019 万余円を支給していた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### ＜事例 1＞

受給権者 A について、機構を通じて年金給付システムに登録されている氏名と住基ネット情報の氏名とを住民票コードにより突合したところ、住基ネット情報では平成 23 年 2 月に氏名が変更されていて、両者が一致しなかった。そこで、更に機構を通じて氏名変更の理由について確認したところ、A は同月に婚姻していた。しかし、失権届が提出されていないことから、貴省は、A に対して失権日の属する月の翌月である 23 年 3 月から 29 年 5 月までの期間に係る遺族年金計 1235 万余円を支給していた。

(注 2) 11 都道府県 東京都、北海道、大阪府、埼玉、千葉、神奈川、愛知、三重、兵庫、広島、福岡各県

#### (2) 失権届を遅れて提出したり、失権届に事実と相違する失権日を記載したりしている受給権者に対して遺族年金を支給していた事態

(受給権者 970 人、支給額計 17 億 1327 万余円)

ア 失権届を遅れて提出した受給権者に対して遺族年金を支給していた事態

(受給権者 967 人、支給額計 17 億 0567 万余円)

26 年 4 月から 29 年 3 月までの間に 223 年金事務所等に失権届を提出した受給権者計 2,752 人について、その提出状況を確認したところ、所定の期限を経過して提出しているものが計 2,077 人(2,752 人に対する割合 75.4%)となっていた。また、このうち 1 年を超えて提出しているものが計 638 人(同 23.1%)となっていた。

(注 3) 寡婦年金については失権日から 14 日を経過して提出しているものを集計している。

そして、上記 2,077 人のうち計 967 人(同 35.1%)については、遺族年金を失権日の属する月の翌月以降も支給しており、その額は計 17 億 0567 万余円となっていた。

また、上記 967 人のうち、失権日の属する月の翌月以降に支給した遺族年金に係る返納金債権の全部又は一部について 5 年間の消滅時効期間が経過して、返還請求を行うことができない状況となっているものが、計 165 人、8 億 6602 万余円見受けられた。

そこで、前記の受給権者 2,077 人について、機構を通じて住基ネット情報における氏名の変更状況を確認したところ、このうち 908 人については、失権届に記載された失権日に住基ネット情報において氏名が変更されており、住基ネット情報を活用すれば、氏名変更を適時に把握できることから、当該受給権者が失権事由に該当しているかどうかについて確認することが可能であったと認められる。そして、当該 908 人のうち実際に遺族年金を失権日の属する月の翌月以降も支給していたものが、計 406 人、2 億 1081

万余円見受けられ、このうち計3人、275万余円については、既に消滅時効期間が経過していた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例2>

西宮年金事務所は、平成28年11月に、受給権者Bが23年1月に婚姻したとする失権届の提出を受けていた。貴省がBに対して支給した失権日の属する月の翌月である23年2月から28年11月までの期間に係る遺族年金の額は、計1076万余円となっており、このうち23年2月から24年1月までの期間に係る計192万余円については、既に消滅時効期間が経過していた。しかし、機構を通じて住基ネット情報におけるBの氏名の変更状況を確認したところ、Bの氏名は失権届に記載された失権日に変更されており、住基ネット情報を活用すれば氏名変更を適時に把握することが可能であったと認められる。

イ 事実と相違する失権日に基づいて失権の処理を行って、失権事由に該当している受給権者に対して遺族年金を支給していた事態

(受給権者7人、支給額計760万余円)

前記の受給権者2,752人について、機構を通じて住基ネット情報における氏名の変更状況を確認したところ、失権届に記載された失権日より前に受給権者の氏名が変更されていて、遺族年金の過払いが生じている可能性があるものが計32人(2,752人に対する割合1.1%)見受けられた。

上記の32人について、機構を通じて実際の失権日及び失権事由を確認できた8人についてみると、8人全員が婚姻により失権しており、このうち7人(同0.2%)については、実際の失権日の属する月が失権届に記載された失権日の属する月よりも前となっていた。

しかし、機構は、失権届に記載された失権日に基づき失権の処理を行っていることから、貴省は、上記の7人に対して実際の失権日の属する月の翌月から失権届に記載された失権日の属する月までの期間に係る遺族年金計760万余円を支給していた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例3>

中野年金事務所は、平成29年2月に受給権者Cから同月に婚姻したとする失権届の提出を受けていた。一方、住基ネット情報においてCの氏名は22年11月に変更されており、機構を通じて実際の失権日及び失権事由を確認したところ、Cは実際には同月に婚姻していた。しかし、機構は、失権届に記載された失権日に基づき失権の処理を行っていることから、貴省は、Cに対して実際の失権日の属する月の翌月である22年12月から29年2月までの期間に係る遺族年金計706万余円を支給していた。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

失権事由に該当しているのに、失権届を提出していなかった受給権者や失権届を遅れて提出していた受給権者に対して遺族年金を支給したり、事実と相違する失権日に基づいて失権の処理を行って、失権事由に該当している受給権者に対して遺族年金を支給したりしている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、受給権者が遺族年金の失権事由を十分に理解しておら

ず所定の期限までに失権届を提出していないことなどにもよるが、貴省において次のことなどによると認められる。

- ア 遺族年金の支給に当たり、受給権者の受給権を確認するために、支給開始から失権届の提出までの間に機構に住基ネット情報等を適切に活用させるなどしていないこと
- イ 失権届に記載された失権日及び失権事由の確認を機構にさせていないこと
- ウ 遺族年金の受給権は婚姻等をしたときは消滅すること、失権届に実際の失権日を記載した上で所定の期限までに提出する必要があることなどについて、機構を通じて受給権者に対する周知徹底を十分に行っていないこと

### 3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

前記のとおり、遺族年金は、被保険者から徴収された保険料、一般会計からの国庫負担金等を財源として支給されるものであり、適正かつ公平に制度を運用する必要がある。

については、貴省において、失権事由に該当している受給権者を特定した上で、失権事由に該当しているのに失権届を提出していなかった受給権者に対して支給された遺族年金や、失権届に事実と相違する失権日を記載していた受給権者に対して支給された遺族年金について、既に消滅時効が成立しているものなどを除き、機構に対して返還の手続を行わせるよう是正の処置を要求するとともに、住基ネット情報を受給権者の受給権の確認に一層活用するなどして、国民年金法、厚生年金保険法等に基づく遺族年金の支給を適正に行うことができるよう、次のとおり、是正改善の処置を求める。

- ア 住基ネット情報や必要に応じて婚姻届や戸籍謄本等を活用するなどして受給権者の受給権を適切に確認するための手続を定めて機構に示すとともに、機構に対して、当該手続に基づき受給権者の失権日及び失権事由を適時かつ的確に把握するよう指導すること
- イ 遺族年金の受給権は婚姻等をしたときは消滅すること、失権届には実際の失権日を記載して所定の期限までに提出する必要があることなどについて、機構を通じて受給権者に対する周知徹底を図ること

年管管発 0927 第 4 号  
平成 29 年 9 月 27 日

日本年金機構事業推進部門(年金給付)担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長  
( 公 印 省 略 )

厚生年金保険法及び国民年金法に基づく遺族年金の  
受給権の消滅に係る事務の取組強化について

厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく遺族厚生年金並びに国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に基づく遺族基礎年金及び寡婦年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）による改正前の厚生年金保険法による遺族年金を含む。以下「遺族年金」という。）の受給権は、婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき、直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき等に該当するに至ったときは、消滅することとされている（厚生年金保険法第 63 条第 2 項、国民年金法第 40 条第 1 項）。

この事務については、これまで厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則に基づき、遺族年金の受給権者が失権の届出を日本年金機構に提出することにより、実施されているところである（厚生年金保険法施行規則第 63 条第 1 項、国民年金法施行規則第 52 条第 1 項及び第 60 条の 7）が、厚生年金保険事業及び国民年金事業の健全な運営を確保するためにも、過払い防止に係る一層の取組強化を図ることが望まれる。

今般、遺族年金の受給権の消滅に係る事務を強化するための具体的取組については下記のとおりとするので、遺漏のなきよう取り扱われたい。

記

1 概要

遺族年金の失権事由に該当する可能性がある氏名変更者への遺族年金失権届又は今後新設する氏名変更理由届の提出の勧奨、遺族年金の制度及び届出・手続の更なる周知等により、適正な遺族年金の給付を確保する。

2 氏名変更者への対応強化

(1) 住民票の氏名情報と日本年金機構が管理する氏名情報の突合

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 9 の規定により地方公共団

体情報システム機構から定期的に遺族年金受給者に係る住民票の氏名情報の提供を受け、日本年金機構が管理する遺族年金受給者の氏名情報を突合すること。

(2) 遺族年金失権届又は氏名変更理由届（仮称）の提出の勧奨

今後、省令改正により氏名変更理由届（仮称）を新設する予定であるが、氏名変更理由届（仮称）の新設以降、(1)の住民票の氏名情報と日本年金機構が管理する氏名情報の突合の結果、不一致となった遺族年金受給者については、期限を定めて、遺族年金失権届又は氏名変更理由届（仮称）の提出を求めること。

また、氏名変更理由届（仮称）には、氏名の変更の理由を明らかにする書類として、戸籍謄本等を添付させること。

(3) 戸籍の公用請求及び職権による遺族年金失権処理

指定期限日までに届書の提出がない場合、年金事務所の職員等が公用請求により戸籍謄本等を取得のうえ、遺族年金の失権事由に該当しているか確認すること。

また、戸籍謄本等により、遺族年金の失権事由に該当していることが確認できた場合においては、年金事務所等において職権により遺族年金失権処理を行うこと。

なお、返納金債権が発生する場合には、「国民年金及び厚生年金保険等の返納金債権等の的確な債権管理事務の徹底について」（平成28年8月31日年管管発0831第1号）等に基づき、適切な債権回収を徹底すること。

3 遺族年金の制度及び届出・手続の更なる周知

(1) 遺族年金失権届の提出期限の周知

日本年金機構ホームページ及び遺族年金の裁定により年金証書を送付する際に同封する「年金を受給される皆様へ（届出・手続きの手引き）」において、遺族年金失権届の提出期限を明記すること。

(2) 年金額改定通知書を活用した周知

遺族年金受給者に対して年金額改定通知書を送付する際、遺族年金の制度及び届出・手続並びに遺族年金失権届の提出期限について明記したパンフレットを同封するなどして、定期的な周知を行うこと。

4 現況届の改善

現在、基礎年金番号と住民票コードが紐付いておらず機構保存本人確認情報（住民基本台帳法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報をいう。）による生存確認ができない者等に対して送付している現況届のうち、遺族年金受給者に対して送付するものについては、遺族年金失権事由に該当していない旨の申立欄を追加するものとする。

5 遺族年金失権届に記入された失権年月日の確認

遺族年金受給権者から遺族年金失権届の提出があった場合、年金事務所の職員等が公用請求により戸籍謄本等を取得するなどして、適正な失権年月日の届出が行われているか確認すること。

戸籍謄本等により確認した失権年月日が、遺族年金失権届に記載された失権年月日より遡及し、返納金債権が新たに発生する場合には、年金事務所等において職権により戸籍謄本等に基づく遺族年金失権処理を行い、「国民年金及び厚生年金保険等の返納金債権等の的確な債権管理事務の徹底について」（平成 28 年 8 月 31 日年管管発 0831 第 1 号）等に基づき、適切な債権回収を徹底すること。

なお、過去に遺族年金受給権者から遺族年金失権届の提出があり、既に失権処理が行われている場合であっても、新たに返納金債権が発生する可能性があるものについては、同様の取扱いとすること。

## 6 実施時期

この取扱いは、平成 29 年 10 月 1 日以降、日本年金機構における準備が整い次第、速やかに実施するものとする。

- (2) 国民年金保険料の強制徴収業務等について、厚生労働省において日本年金機構に対して強制徴収業務等を適切に行うことを指導監督するよう是正改善の処置を求め、日本年金機構において時効の中断により徴収することができる未納保険料に係る督促、差押可能財産を保有していることが判明している未納者等に対する差押え、延滞金の納付督促等が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに強制徴収業務等の進捗の管理等を適切に行うよう改善の処置を要求したもの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管			
	年金特別会計(国民年金勘定) (業務勘定)	(款) 保険収入 (款) 雑収入	(項) 保険料収入 (項) 雑収入	
部 局 等	平成 26 年度以前は、 厚生労働省所管 年金特別会計(国民年金勘定) (業務勘定)			
	厚生労働本省	(款) 保険収入 (款) 雑収入	(項) 保険料収入 (項) 雑収入	

国民年金事業に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構
強制徴収業務等の概要	十分な保険料の負担能力があるのに、度重なる納付督促等を行っても未納保険料の納付がない未納者等に対して国民年金法(昭和34年法律第141号)第96条に基づく督促及び滞納処分を行うなどする業務
督促状の発行件数	86,144件(平成26年度～28年度)
督促期間に含めていなかった期間に係る未納保険料(1)	2258万円(平成26年度～28年度)
差押えを行い換価するなどしていけば充当することができた未納保険料(2)	3428万円(平成26、27両年度)
延滞金の納付督促等が適切に行われていなかった未納延滞金(3)	4億7124万円(平成26年度～28年度)
(1)から(3)までの計	5億2810万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに改善の処置を要求したものの全文】

国民年金保険料の強制徴収業務等について

(平成29年10月30日付け 厚生労働大臣宛て 日本年金機構理事長)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 強制徴収業務の概要等

(1) 強制徴収業務の概要

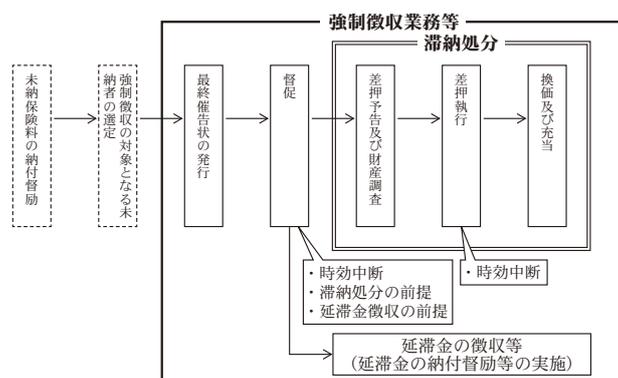
日本年金機構(以下「機構」という。)は、日本年金機構法(平成19年法律第109号)、国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「法」という。)等に基づき、厚生労働省の監督の下に、厚生労働省から委任又は委託を受けた国民年金保険料(以下「保険料」という。)の徴収等に係る事務を行っている。

機構は、上記事務の一環として、毎月の保険料を納期限である翌月末日までに納付していない者(以下「未納者」という。)に対して、未納保険料の納付督促を行っており、十分な保険料の負担能力があるのに、度重なる納付督促を行っても未納保険料の納付等がない場合には、当該未納者に対して最終催告状を発行することとしている。そして、最終催告状に記載された納付期限を経過しても未納保険料の納付等がない場合には、法第96条に基づく督促及び滞納処分(以下、最終催告状の発行から滞納処分までを「強制徴収」という。)を行うこととしている。

## (2) 強制徴収業務等の流れ

機構は、滞納整理関係事務処理要領(平成25年11月要領第116号理事長決定)、国民年金保険料収納対策にかかる行動計画策定手順書等(以下、これらを合わせて「要領等」という。)を定めて強制徴収に係る業務(以下「強制徴収業務」という。)等を図のとおり、実施することとしている。強制徴収業務は、機構本部のほか、全国の各年金事務所において実施されている。

図 強制徴収業務等の流れの概念図



このうち、督促、滞納処分、延滞金の徴収等について、各年金事務所は、要領等に基づき、次のとおりに実施することとなっている。

### ア 督促

法第96条の規定によれば、保険料を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促することができることとされている。そして、厚生労働省から保険料の徴収等に係る事務の委託を受けている機構は、要領等に基づき、あらかじめ厚生労働省の歳入徴収官(年金局事業管理課長)の確認を受けて、未納者に対して督促状を発行しなければならないこととなっている。

要領等によれば、督促状には、督促の対象となる保険料の未納期間(以下「督促対象期間」という。)、督促対象期間に係る保険料(以下「督促保険料」という。)、督促保険料を納付すべき期限(以下「指定期限」という。)、指定期限までに納付しないときは延滞金を徴収する旨、指定期限までに納付しないときは財産差押えの処分を行うことなどを記載することとされている。そして、機構は、未納者並びに未納者と連帯して納付する義務を負うこととなっている未納者の世帯主及び配偶者に対しても督促を行うこととしている(以下、未納者と未納者の世帯主及び配偶者を合わせて「未納者等」という。)

法第102条の規定によれば、保険料を徴収する権利は、所定の起算日から2年を経過したときは時効によって消滅することとされており、また、法第96条の規定による督促は時効中断の効力を有することとされている。そして、民法(明治29年法律第89号)第147条の規定によれば、差押え、仮差押え又は仮処分(以下、これらを合わせて「差押え」という。)等が行われた場合や債務者による債務の承認があったなどの場合にも、時効は中断することとされている。

### イ 滞納処分

機構は、要領等に基づき、指定期限までに督促保険料の納付等がない場合には、国税滞納処分の例によって次のとおり速やかに滞納処分を行い、未納保険料の確実な徴収と適正な債権管理を行うこととなっている。また、法第109条の6の規定によれば、機構

は、未納保険料等の滞納処分を行う場合には、あらかじめ厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととされている。

各年金事務所は、要領等に基づき、指定期限までに督促保険料の納付等がない場合には、速やかに差押予告通知書を未納者等に対して発行するとともに、未納者等の財産調査を行うこととなっており、その結果、未納者等の生活の維持又は事業の継続に影響が少なく、差押えなどを行うことが可能な預貯金等の財産(以下「差押可能財産」という。)を保有していることが判明した場合には、速やかに差押可能財産の差押えを行うこととなっている。また、差押予告通知書の発行後、未納者等と6か月以上接触していない場合には、再度納付督促を行った上で差押えを行うこととなっている。そして、差押え後も未納保険料の納付等がない場合は、差押財産を換価し、未納保険料に充当することとなっている。

#### ウ 延滞金の徴収等

法第97条の規定によれば、厚生労働大臣は、指定期限までに督促保険料が納付されない場合には、延滞金を徴収することとされている。また、要領等によれば、機構は、保険料を納期限までに納付した者との公平性を確保し、納期内納付を推進するために延滞金の徴収を徹底することとされている。

各年金事務所は、歳入徴収官の調査決定を受けて延滞金の額が確定した場合には、要領等に基づき、延滞金の納付書を発行し、その後、納付を促す文書を送付するなどの納付督促を行っても延滞金が納付されない場合には、未納保険料の場合と同様、滞納処分の例によって徴収することとなっている(以下、この延滞金の納付督促及び滞納処分を合わせて「延滞金の納付督促等」という。)

延滞金を徴収する権利は、保険料を徴収する権利の従たる債権であることから、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは、延滞金を徴収する権利も同時に消滅することとなる。また、未納保険料が納付されるなどしたときは、未納となっている延滞金を徴収する権利についても時効は中断することとなる。

#### (3) 社会保険オンラインシステムによる事務処理

機構が被保険者情報の管理を行っている社会保険オンラインシステムによる督促状の発行は、保険料を徴収する権利の2年間の消滅時効期間に合わせて督促状発行日の前々月から25か月前までの24か月間における未納保険料に対するものに限る取扱いとしている。このため、未納期間が25か月を超えた未納保険料については、時効中断により保険料を徴収する権利は消滅していないものであっても機構は同システムによる督促状を発行していない。

そして、上記の25か月を超えている未納期間についても保険料を徴収することができる場合には、手作業によるなど同システム以外の方法によって行う必要があるが、その取扱いについては、旧社会保険庁の「国民年金保険料の強制徴収に係る質疑応答集」(平成16年事務連絡)等に当該期間も含めて督促する旨が記述されている。

#### (4) 強制徴収業務の進捗の管理

機構本部は、各年金事務所に対して強制徴収業務の管理や指導等を行うとともに、各年金事務所に強制徴収対象者進捗管理表(以下「進捗管理表」という。)を作成させることとしている。そして、各年金事務所は、進捗管理表に未納保険料に係る納付督促、督促及び滞納処分の経緯等を記録して、強制徴収業務の進捗の管理を行うこととしている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

要領等によれば、強制徴収業務を適切に行うことは、保険料を納期限までに納付した者との公平性を確保するとともに、公的年金制度に対する信頼を高める上で重要であるとされている。

また、本院は、平成18年度決算検査報告に掲記した特定検査対象に関する検査状況において、旧社会保険庁が行う強制徴収の実施について、納付誓約を承認して時効中断の措置が執られている滞納保険料の情報の把握や督促保険料に係る延滞金の調査確認を適切に実施していく必要があるなどとする旨の所見を記述している。

そこで、本院は、合规性、有効性等の観点から、督促対象期間は適切なものとなっているか、差押えなどの手続は速やかに行われているか、延滞金の納付奨励等は適切に行われているか、強制徴収業務等の進捗の管理は適切に行われているかなどに着眼して、25都道府県下の155年金事務所が平成26年度から28年度までの各年度に発行した督促状計86,144件に係る未納者等に対する強制徴収業務等の実施状況等を対象として、厚生労働本省、機構本部及び上記の155年金事務所において、会計実地検査を行った。検査に当たっては、155年金事務所から強制徴収業務等の実施に関する関係書類の提出を受け、その内容を確認するなどして検査した。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 督促を行う必要がある未納期間を督促対象期間に含めていなかったもの

前記のとおり、督促状は、厚生労働省の歳入徴収官の確認を受けて発行することになっている。また、未納期間が25か月を超えている未納保険料についても時効中断により保険料を徴収することができる場合には、当該期間も含めて督促を行うこととなっている。しかし、要領等には未納期間が25か月を超えている未納保険料について督促状を発行するための作業手順等が明記されていなかった。

そこで、155年金事務所が発行した督促状計86,144件の督促保険料についてみると、表1のとおり、未納期間が25か月を超えている未納保険料について、債務の承認があり保険料を徴収することができたものが78年金事務所において計511件あったが、511件のいずれにおいても未納期間が25か月を超えている未納保険料を督促していなかった。そして、督促していなかった未納保険料は計2258万余円(未納月数計1,541月)となっており、このうち、計189件、982万余円(同655月)については、既に消滅時効期間が経過していて、保険料を徴収する権利が時効により消滅していた。

表1 未納期間が25か月を超えている未納保険料を督促していなかったもの (平成26年度～28年度)

区 分	平成26年度着手分			27年度着手分			28年度着手分			計		
	件数	月数	保険料 (千円)	件数	月数	保険料 (千円)	件数	月数	保険料 (千円)	件数	月数	保険料 (千円)
未納期間が25か月を超えている未納保険料を督促していなかったもの	182	620	9,299	157	497	7,219	172	424	6,067	511	1,541	22,585
うち保険料を徴収する権利が時効により消滅していたもの	182	620	9,299	7	35	526	—	—	—	189	655	9,825

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

木更津年金事務所は、平成26年9月16日に、未納者Aから24年8月から26年7月までの24か月分の未納保険料に係る納付誓約書を徴取しており、これにより、未納者Aに対する当該未納保険料を徴収する権利の時効は中断した。そして、その後も未納者Aは当該未納保険料を納付しなかったことから、同年金事務所は、28年2月18日に、未納者Aに対して、社会保険オンラインシステムにより督促状が発行できる期間である26年1月から27年12月までのうち、保険料が未納となっていた26年1月から27年6月までの18か月分に係る未納保険料について督促状を発行していた。しかし、納付誓約書を徴取した未納保険料のうち未納期間が25か月を超えている24年8月から25年12月までの17か月分の未納保険料計255,200円については督促していなかった。そして、当該未納保険料を徴収する権利は28年9月17日に消滅時効が完成していた。

(2) 差押可能財産を保有しているのに速やかに差押えを行っていないもの

前記のとおり、財産調査の結果、未納者等が預貯金等の差押可能財産を保有していることが判明している場合には、速やかに当該差押可能財産の差押えを行うこととされている。そして、差押えなどの滞納処分を行う場合には、あらかじめ厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととなっている。

そこで、財産調査の結果、差押可能財産を保有していることが判明している未納者等に対する差押執行件数についてみたところ、次のような状況となっていた。

前記のとおり、差押予告通知書の発行後、未納者等と6か月以上接触していない場合は、再度納付督促を行う必要が生ずることとなるのに、特段の理由もなく、差押予告通知書の発行から6か月以上差押可能財産の差押えを行っていないものが、表2のとおり、35年金事務所において計178件見受けられ、これに係る未納保険料は5020万余円（未納月数計3,313月）となっていた。

上記の178件について、要領等に基づき速やかに差押可能財産に対する差押えを行って換価するなどしていたとすれば、財産調査の結果に鑑みると、計3428万余円分の未納保険料に充当することができたと考えられる。しかし、速やかに差押えを行わなかったため、このうち計152件、2873万余円（同1,896月）については、既に消滅時効期間が経過して、保険料を徴収する権利が時効により消滅していた。

表2 6か月以上差押えを行っていないもの（平成26、27両年度）

区 分	平成26年度着手分			27年度着手分			計		
	件数	月数	保険料(千円)	件数	月数	保険料(千円)	件数	月数	保険料(千円)
6か月以上差押えを行っていないもの	161	3,016	45,672	17	297	4,528	178	3,313	50,201
うち未納保険料に充当することができたと考えられるもの	161	2,032	30,795	17	227	3,492	178	2,259	34,288
うち保険料を徴収する権利が時効により消滅していたもの	152	1,896	28,737	—	—	—	152	1,896	28,737

(注) 平成28年度着手分については、会計実地検査の時点において、差押可能財産の保有が判明してから6か月が経過していないなどのため、6か月以上差押えを行っていないものは見受けられなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

岡山西年金事務所は、平成26年8月22日に、未納者Bに対して督促状(督促保険料361,050円)を発行した。そして、指定期限である同年9月1日を経過しても保険料の納付がなかったことから、同月25日に、未納者Bに対して差押予告通知書を発行し、同年12月8日に未納者Bの財産調査を開始した。その結果、同年金事務所は、同月16日に、未納者Bが金融機関の口座に656万余円の預金残高を保有していることを把握していたのに、当該財産の差押えを行っていなかった。そして、当該保険料を徴収する権利は28年9月2日に消滅時効が完成していた。

(3) 延滞金の納付督促等を行っていなかったもの

各年金事務所は、歳入徴収官の調査決定を受けて延滞金の額が確定した場合には、延滞金の納付書を発行することとなっている。

155年金事務所における延滞金の納付状況についてみたところ、表3のとおり、督促保険料が全て納付されていて、延滞金の額が確定している計35,783件のうち、延滞金が未納となっているものは計17,891件、4億7124万余円となっていて、このうち、計5,151件、1億7703万余円については、既に消滅時効期間が経過していて、延滞金を徴収する権利が時効により消滅していた。

表3 延滞金の納付状況 (平成26年度～28年度)

区 分	平成26年度着手分		27年度着手分		28年度着手分		計	
	件数	延滞金(千円)	件数	延滞金(千円)	件数	延滞金(千円)	件数	延滞金(千円)
督促保険料が全て納付されていて、延滞金の額が確定しているもの	11,863	511,373	11,981	297,510	11,939	236,861	35,783	1,045,745
うち延滞金が未納となっているもの	6,507	249,715	5,643	121,751	5,741	99,778	17,891	471,244
うち延滞金を徴収する権利が時効により消滅していたもの	5,151	177,038	—	—	—	—	5,151	177,038

前記のとおり、機構は、未納となっている延滞金の納付督促を行い、なお延滞金が納付されない場合には、滞納処分の例によって徴収することとなっている。しかし、要領等には延滞金の納付督促等の作業手順等が明記されていなかった。

そこで、延滞金が未納となっているものが多数見受けられたことから、155年金事務所における延滞金の納付督促や滞納処分の実施状況についてみたところ、延滞金の納付書を発行した後も未納となっている延滞金について、納付を促す文書を送付するなどの延滞金の納付督促を行っていたのは6年金事務所のみとなっていて、149年金事務所は、延滞金の納付督促を行っていなかった。また、延滞金充当のために差押可能財産の差押えを行うなどしている年金事務所は見受けられなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例3＞

堺東年金事務所は、平成26年10月20日に、未納者Cに対して督促状(督促保険料361,590円)を発行した。そして、指定期限経過後の同年12月8日に督促保険料が完納されたため、延滞金の額を49,450円と確定し、27年1月に延滞金納付書を発行した。しかし、同年金事務所

は、その後、未納者Cから延滞金が納付されていないのに、延滞金の納付督促等を行っていなかった。そして、当該延滞金を徴収する権利は28年12月9日に消滅時効が完成していた。

#### (4) 強制徴収業務等の進捗の管理が適切に行われていなかったもの

要領等によれば、各年金事務所は、強制徴収業務の進捗の管理を行うために、進捗管理表を作成して、未納保険料に係る納付督促、督促及び滞納処分の経緯等を記録することとされている。

155年金事務所において、強制徴収業務を適切に実施するために作成することとなっている進捗管理表の作成状況についてみたところ、未納者等から債務の承認を受けて時効が中断した日付、差押可能財産の有無等を進捗管理表に記録しておらず、速やかに差押えを行うなどの取組を円滑に実施することができない状況となっていた。また、進捗管理表等に延滞金の納付状況を記録することにしていなかったため、延滞金の納付督促等を適切に行うことができない状況となっていた。

また、機構本部は、各年金事務所から進捗管理表の提出を定期的に受けるなどして、年金事務所における強制徴収業務等の進捗状況を把握することとしていなかったため、各年金事務所における未納保険料等の管理について適切な指導を行うことができない状況となっていた。

##### (是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態)

機構において、未納期間が25か月を超えている未納保険料について、時効中断により保険料を徴収することができるのに督促を行っていなかったり、未納者等が差押可能財産を保有していることが判明しているのに速やかに差押えを行っていなかったり、未納となっている延滞金の納付督促等が適切に行われていなかったりしている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。また、機構において、強制徴収業務等の進捗の管理が適切に行われていないなどの事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

##### (発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによると認められる。

- ア 機構本部において、未納期間が25か月を超えている未納保険料について、時効中断により保険料を徴収することができるのに督促状を発行する作業手順等を要領等に明記していないこと、また、各年金事務所において、時効の中断により保険料を徴収することができる場合には全ての未納期間に係る未納保険料の督促を行う必要性についての認識が欠けていること
- イ 各年金事務所において、未納者等が差押可能財産を保有していることが判明した場合には、要領等に基づき速やかに差押えを行う必要があることについての理解が十分でないこと
- ウ 機構本部において、延滞金の納付督促等のための作業手順等を要領等に明記していないこと、また、各年金事務所において、延滞金の納付督促等を適切に行う必要性についての理解が十分でないこと
- エ 機構本部において、各年金事務所における強制徴収業務等の進捗状況を的確に把握して指導する必要性についての理解が十分でないこと、また、各年金事務所において、進捗管理表等により強制徴収業務等の進捗の管理を適切に行う必要性についての理解が十分でないこと

オ 厚生労働省において、機構が行う督促状の発行について確認を行ったり、機構が行う未納保険料等の滞納処分について認可を行ったり、延滞金について調査決定を行ったりしているのに、強制徴収業務等が要領等に基づいて適切に実施されるよう、機構に対する指導監督が十分でないこと

### 3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置

機構は、保険料の負担能力のない者に対しては十分配慮するなどした上で今後も強制徴収の対象とする未納者の範囲を拡大するなど、強制徴収業務等の実施に積極的に取り組むこととしている。

については、機構において、既に消滅時効が完成しているものを除き、未納期間が25か月を超えている未納保険料について速やかに督促を行うこと、差押えによる未納者等の生活の維持又は事業の継続に影響が少ない差押可能財産が判明しているものについて速やかに差押えを行うこと、及び未納となっている延滞金について速やかに延滞金の納付督促等を行うこととするよう是正の処置を要求するとともに、機構及び厚生労働省において、保険料の強制徴収業務等が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

ア 機構において、時効中断により保険料を徴収することができることを踏まえて、未納期間が25か月を超えている未納保険料についても督促状を発行する作業手順等を要領等に明記するとともに、当該要領等に基づき、時効中断により保険料を徴収することができる場合には全ての未納期間に係る未納保険料について督促を適切に行うよう各年金事務所に周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

イ 機構において、未納者等がその生活の維持又は事業の継続に影響が少ない差押可能財産を保有していることを把握した場合には、特段の理由がない限り、要領等に基づき速やかに差押えを行うよう各年金事務所に周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

ウ 機構において、未納となっている延滞金についても、延滞金の納付督促等のための作業手順等を要領等に明記するとともに、当該要領等に基づき、延滞金の納付督促等を適切に行うよう各年金事務所に周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

エ 機構において、各年金事務所における強制徴収業務等の進捗状況を的確に把握して適切な指導を行えるよう、各年金事務所から進捗管理表を定期的に機構本部に提出させるなどの要領等の見直しを行うとともに、進捗管理表等により強制徴収業務等の進捗の管理を適切に行うよう各年金事務所に周知徹底すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

オ 厚生労働省において、機構における強制徴収業務等が要領等に基づいて適切に実施されるよう、機構に対して必要な指導監督を行うこと(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

(注) 本文中の「時効中断」等については、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成29年法律第45号)等により、国民年金法等の一部が改正され、「時効の更新」等に改められることとなっている。そして、この法律は、「民法の一部を改正する法律」(平成29年法律第44号)の施行の日から施行することとされており、平成29年10月30日現在、施行されていない。